

工事番号 : 工25-18

工事件名 : 六方下水路横断橋門扉更新

仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「工25-18 六方下水路横断橋門扉更新」に適用する。

2. 適用基準

業務実施にあたって設計図書等に記載のない事項は、次の各号に掲げる基準等の最新版を適用する。

(ア) 建築工事

- ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築改修工事監理指針（上下巻）
- ・建築工事監理指針（上下巻）
- ・建築工事標準詳細図
- ・建築設計基準及び同解説
- ・施工計画書作成マニュアル【建築工事関係】

(イ) 電気工事設備

- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・電気設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・施工計画書作成マニュアル【電気工事関係】

(ウ) 機械設備工事

- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・機械設備工事監理指針
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

3. 施工場所

車両基地内

4. 施工内容、寸法、使用材料

- ・別添の「数量内訳書」「施工指示書」に従うこと。
- ・製造品、製品、施工業者等は、特記されたものまたは同等品以上とする。
ただし、同等品以上とする場合は、監督員の承認を必要とする。

5. 提出書類

請負者は、次の書類を提出すること。

(1) 施工前（着工書類）

- ア 工事着手届
- イ 現場代理人届及び主任技術者届
- ウ 施工計画書
- エ 施工体制台帳
- オ 施工打合せ票
- カ 工事工程表
- キ 緊急連絡体制表
- ク 作業申込書
- ケ その他監督員の指示によるもの

(2) 施工中

- ア 施工打合せ票
- イ 作業日報
- ウ 週間工程表（翌週分を毎週木曜日までに提出すること。）

(3) 竣工事（竣工書類）

- ア 工事完成通知書
- イ 工事完成報告書（工事写真台帳）
- ウ 工事目的物引渡申出書
- エ マニフェスト
- オ その他監督員の指示によるもの

6. 安全対策

別添の「作業安全事故防止マニュアル」に従うこと。

7. 事故発生時の処置

工事責任者は作業に関して事故が発生した時、またはその恐れがある時は直ちに関係箇所に連絡をしてその指示を受けるとともに適宜の処置をとらなければならない。

8. 作業の着手及び終了

作業にあたり、その14日前までに作業申込書により監督員あてに通知するものとする。
作業が終了した時はその都度後片付けを行い、確認したうえで関係箇所に作業終了の連絡をするものとする。

9. 監督員の立ち会い

監督員が立ち会いを指定した事項については、監督員の立ち会いのもと行わなければならない。

10. 検査・他工事・イベントとの重複

千葉モノレールに係る検査・工事・イベント等と、本工事の工事期間の重複が想定される場合は、監督員と協議のうえ、検査・工事・イベント等が円滑に行えるよう、工程を調整しなければならない。

以上